

平成25年（行ウ）第4号、同第6号

吉野ヶ里メガソーラー発電所の移転を求める佐賀県住民訴訟

原告 久保浩洋外

被告 佐賀県知事 古川 康

意見陳述書

2013年8月9日

佐賀地方裁判所民事部 御中

原告兼相原告ら訴訟代理人弁護士 東 島 浩 幸

1、本件訴訟の意義

本件訴訟は、吉野ヶ里メガソーラー計画にかかる土地売買契約、土地造成工事請負契約、メガソーラー会社への土地賃貸借契約を問題としている。

(1) まず、注意して頂きたいのは、本件訴訟は、メガソーラー（大規模太陽光発電）という発電方法の是非でも原子力発電という発電方法の是非でもない。

(2) 本件訴訟の本質は、第1に、吉野ヶ里遺跡群及びその周辺をその価値・特質に照らして、どのように保存・利用するかという問題である。

そのためには、吉野ヶ里遺跡群の歴史的価値、文化的価値等の価値を正しく把握することが必須である。

閣議決定によって吉野ヶ里遺跡のうち45haが国営歴史公園化され、県営公園もあわせると117haの土地が保存されることとなった。本件土地はその歴史公園に隣接する場所で、吉野ヶ里遺跡群の重要な一部である。

吉野ヶ里遺跡群の価値は、弥生時代初期から晩期までを貫く弥生の環濠集落というだけではない。付近には古墳時代の古墳群、本件土地にある律令制時代の神埼郡衙群跡、大宰府からの官道跡、平安後期の神埼荘の遺跡跡（平忠盛などが日宋貿易で活躍）など、古代国家の生成、発展、中世への変容を関連付けてたどれる希有な遺跡群であるというところに我が国内でも他に

類のない価値がある。我が国の国営歴史公園は、明日香村の高松塚古墳と吉野ヶ里のみであり、時代を貫くのは吉野ヶ里しかない。

それは希有な学術的、文化的価値があるということはもとより、文化財保護法3条、景観法で保護される歴史的景観、文化的景観に該当するものであり、吉野ヶ里メガソーラー計画の各財務会計行為は、それらを侵害する違法がある。

また、当然、同計画は、地方自治体の財産の利用という点からも問題である。地方自治体の財産中でも、お金や預貯金には色も特色もない。土地もお金だけでしか換算されない土地もあるかもしれない。しかし、本件財務会計行為の対象となっている土地は、吉野ヶ里遺跡群の中にあり、その歴史的・考古学的価値を考慮した場合、地方財政法8条の最善の利用方法として、メガソーラー事業地としての利用は遺跡群を破壊もしくは遺跡群の価値を著しく毀損するものであり、裁量権の逸脱となる。

(3) 本件訴訟の本質の第2は、吉野ヶ里メガソーラー計画は、大幅な赤字の事業に過ぎず、経済性がないという問題である。

それは、経済的にも最少の経費で最大の効果を規定する地方自治法にも違反する。

仮に、佐賀県にメガソーラー計画が自然再生エネルギーの普及という目的があるとしても、吉野ヶ里に建てること自体が目的ではありえない。すると、経済的にペイする候補地は休耕田その他佐賀県内でいくらでもあり、自ら手を挙げた土地もたくさんあったのである。このように吉野ヶ里メガソーラー計画は、地方自治体が考慮すべき経済性の裁量にも反している。

2、本件の進行について望むこと

第1に、本件の本質の第1に関連し、本件土地を含む吉野ヶ里遺跡群の希有な歴史的、文化的価値を慎重にかつ深く、審理して頂きたい。

第2に、吉野ヶ里遺跡群の価値を十分に吟味するため、本件訴訟の中で、現地での検証または進行協議をするよう強く求める。

以上